

「投資信託規定集」、「国債等公共債お預り規定書」改定のお知らせ

2025年8月8日（金）に、以下の規定を改定します。

改定後の新規定は、改定前よりお取り引きいただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

1. 対象となる規定

①投資信託規定集

「投資信託総合取引規定」、「外国証券取引口座規定」、「投資信託受益権振替決済口座管理規定」

②国債等公共債お預り規定書

「振替決済口座管理規定」、「地方債証券等振替決済口座管理規定」

2. 改定内容

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に伴い、項番の修正をします。

3. 新旧対照表（下線部分が改定箇所）

①投資信託規定集

投資信託総合取引規定 5.取引開始の手順

改定前	改定後
(3) 前記(1)の投資信託総合取引申込書に記入された氏名・名称、住所、共通番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）、指定預金口座等をもって、この取引についての氏名・名称、住所、共通番号、指定預金口座とします。	(3) 前記(1)の投資信託総合取引申込書に記入された氏名・名称、住所、共通番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）第2条第5項に規定する個人番号または同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）、指定預金口座等をもって、この取引についての氏名・名称、住所、共通番号、指定預金口座とします。

外国証券取引口座規定 15.共通番号の届出

改定前	改定後
<p>投資家は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、投資家の共通番号を当行に届出するものとします。その際、当行は番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行うものとします。</p>	<p>投資家は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、投資家の共通番号を当行に届出するものとします。その際、当行は番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行うものとします。</p>

投資信託受益権振替決済口座管理規定 3.振替決済口座の開設

改定前	改定後
<p>（４）共通番号の届出 投資家は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、投資家の共通番号を当行に届出するものとします。その際、当行は番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行うものとします。</p>	<p>（４）共通番号の届出 投資家は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、投資家の共通番号を当行に届出するものとします。その際、当行は番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行うものとします。</p>

②国債等公共債お預り規定書

振替決済口座管理規定・地方債証券等振替決済口座管理規定 第4条（振替決済口座の開設）

改定前	改定後
<p>（６）お客さまは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客さまの共通番号を当行にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p>	<p>（６）お客さまは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客さまの共通番号を当行にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p>

今後もお客さまにご満足いただける商品・サービスの提供に努めてまいりますので、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

（2025年7月7日現在）